

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況

| | | | |
|---|--|--|--|
| 監査の対象団体 | 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会 | | |
| 監査の対象部課（所管課） | 市民協働部体育施設整備課 | | |
| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づく措置の状況 | | |
| <p>1 意見</p> <p>(1) 事業収益の確保について</p> <p>令和4年度の事業収益を当初予算と比較すると、利用料金収益は、下入野健康増進センターのオープンや東町運動公園の利用者数の増加等により約670万円増加しているが、自主事業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響等により各種スポーツ教室の参加者数が募集人数を下回ったことなどから、約1,500万円減少している。</p> <p>協会においては、引き続き、施設利用者へのアンケート調査等により利用者のニーズの把握に努め、ニーズを反映した各種事業の推進に取り組むとともに、多種多様な媒体を活用したイベント情報等の積極的な発信を行うことで、施設の更なる利用促進を図り、事業収益の確保に努められたい。</p> <p>特に、自主事業収益については、協会の安定した経営のために必要な自主財源であることから、魅力あるプログラムの提供や市民への一層の周知等を図り、各種スポーツ教室の参加者の増加に取り組まれたい。</p> <p>(2) 東町運動公園を活用したスポーツコンベンションの誘致の強化について</p> <p>東町運動公園は、スポーツ文化やにぎわい・交流の創出につながる、水戸市のスポーツコンベンションの拠点として、平成31年4月に整備された施設である。</p> <p>協会では、東町運動公園をはじめとする体育施設を活用して全国クラスの大会の開催、誘致に取り組み、スポーツ文化におけるにぎわい・交流を創出するスポーツコンベンションの一層の充実を図ることを経営方針に掲げている。令和5年度の事業計画においても、地域が有する豊かなスポーツ</p> | <p>事業収益の確保については、令和5年度の自主事業収入は、当初予算と比較すると約1,000万円の減となっているが、収入額としては、令和4年度の約7,100万円に対して令和5年度は約8,000万円となっており、大幅に増加している。</p> <p>事業の見直しについては、教室への参加者等の要望や意見を参考に、参加者が少なかったちびっこ体操教室を幼児体育A教室に統合したほか、参加者の多い水中体操&ウオーキング教室を別の曜日に追加し、3歳～5歳児を対象にしたkidsダンス教室を新規開催するなどの見直しを行い、施設の利用促進や収益の確保に努めた。</p> <p>広報活動においても、SNS・動画発信等を行いながら、公共施設以外においても、人の出入りが多い施設（コンビニ・スーパー等）にリーフレットの設置やポスターの掲示等を行うことについて、事業者と調整中であり、更なる周知の強化に努めている。</p> <p>さらに、参加者の申込みにおいて、利便性向上のため、キャッシュレス化やインターネットによる電子化を検討しており、今後も参加しやすい環境整備に取り組んでいく。</p> <p>東町運動公園を活用したスポーツコンベンションの誘致の強化については、協会において、スポーツコンベンションを誘致する際、各種競技団体及び各種団体等と連携しながら、大会主催者等に対して周辺施設を含めた活用について提案し、効果的なコンベンション誘致に向けた取組を行う。</p> <p>さらに、誘致に当たっては、水戸市の組織である水戸市コンベンション誘致推進会議と調整を行いながら、コンベンションの一層の誘致活動を推進していく。</p> | | |

資源を活用しながらスポーツイベントの誘致等による交流人口の拡大や地域の活性化を図ることとしている。

令和5年7月には、2,000席の大ホールを有する水戸市民会館が開館したことにより、東町運動公園と水戸市民会館の両施設の特徴を生かした多様なスポーツコンベンションの開催が可能となったところである。

今後においては、スポーツコンベンションの拠点としての東町運動公園等の魅力を分かりやすく発信するとともに、各種コンベンションの誘致、支援に取り組む水戸観光コンベンション協会や市の関係部局との連携を深め、スポーツコンベンションの一層の誘致に努められたい。

2 指摘事項

(1) 預り金の会計経理について

協会の財務会計規程によると、源泉所得税や住民税、社会保険料など、職員給与等から差し引いて協会が税務署等に支払う現金は、流動負債の預り金に計上して総勘定元帳に記録するよう定めている。

しかし、協会では、源泉所得税等の預り金について、総勘定元帳に記録せずに、帳簿外で管理していた。現金預金の管理については、ミスや不正などが起きるリスクが高いことから、今後においては、総勘定元帳に記録して会計処理を行うよう改められたい。

(2) 再委託の承諾について

協定書において、受託者（協会）は、管理業務の全部又一部を他に請け負わせる場合には、あらかじめ委託者（水戸市）から書面による承諾を得ることとされている。

しかし、協会では、集団運動教室、イベント事業等の運営業務の再委託について、水戸市の承諾を得ていなかったことから、再委託を行う際には、書面による承諾を得ることを徹底されたい。

プロスポーツ選手が参画するスポーツイベントや、各種競技団体への協力、支援によるパートナーシップイベントの開催とともに、スポーツ大会開催支援活動の実施を積極的に行い、にぎわいの創出、交流人口の拡大、地域の活性化につなげていく。

預り金の会計経理については、総勘定元帳に記録し会計処理を行うよう、速やかに指導した。

令和6年度より、源泉所得税や住民税、社会保険料など、職員給与等から差し引いて協会が税務署等に支払う現金は、流動負債の預り金に計上し、総勘定元帳に記録を行うよう会計処理を改めた。

再委託の承諾については、書面で承諾を得るよう速やかに指導した。

令和6年度より、水戸市体育施設の管理運営に関する協定書第12条第1項第4号に基づき、東町運動公園における教室事業及び興行事業並びにイベント事業の再委託について、書面で承諾について協議があり、市として承諾している。

(3) 勘定科目について

協会の会計においては、複式簿記の原則に従い、協会の財務会計規程に定める勘定科目に計上して会処処理を行わなければならないが、次の事例のとおり勘定科目が誤っているものが見受けられたので、適切な勘定科目で会計処理を行うよう改められたい。

ア 銀行の金種指定払戻手数料、書籍代振込手数料等を支出する際の勘定科目は、「手数料」が適切であるが、「負担金」に計上していた。

イ スポーツ教室の釣銭を準備する際の勘定科目は、「現金預金」が適切であるが、「教材費」に計上していた。

勘定科目については、適切な科目で処理を行うよう速やかに指導した。

令和6年度より、銀行の金種指定払戻手数料及び書籍代振込手数料等を、「負担金」から「手数料」に、スポーツ教室の釣銭を「教材費」から「現金預金」に、それぞれ、勘定科目を改めた。

| 監査の対象団体 | 公益財団法人水戸市芸術振興財団 |
|---|---|
| 監査の対象部課（所管課） | 市民協働部文化交流課 |
| 監 査 の 結 果 | 監査の結果に基づく措置の状況 |
| <p>1 意見</p> <p>(1) Mitori0 地区における 3 施設の連携強化について</p> <p>本市では、令和 5 年 7 月に水戸市民会館が開館し、水戸芸術館、水戸市民会館、京成百貨店の 3 施設で構成されるエリア「Mitori0（ミトリオ）」を中心とする新たなにぎわいの創出に向けた取組を推進しているところである。</p> <p>財団では、水戸芸術館の運営基本理念として「市民の芸術文化活動の拠点となる」、「都市の活性化に寄与する」ことを掲げており、令和 5 年度の事業計画の中で、水戸芸術館、水戸市民会館、京成百貨店の連携によって、Mitori0 地区の振興と中心市街地の活性化に寄与していくことをうたっている。</p> <p>今後においては、3 施設の連携を一層強化し、水戸芸術館単独の事業だけでなく、各施設の強みを生かした連携事業の展開に積極的に取り組むとともに、Mitori0 周辺地区の商店街等との連携を図りながら、中心市街地のにぎわいの創出や交流人口の増加に寄与するよう努められたい。</p> | <p>Mitori0 地区における 3 施設の連携強化については、水戸市民会館や水戸芸術館、水戸京成百貨店をはじめ、水戸商工会議所や水戸観光コンベンション協会などで構成する、Mitori0 にぎわい推進協議会などの場を活用し、連携した取組を検討し、推進してきたところである。</p> <p>引き続き、市民会館来館者の回遊性向上に取り組むことで、Mitori0 及びその周辺地区、ひいては中心市街地全体への経済波及効果の創出に寄与するように努めていく。</p> |
| <p>2 指摘事項</p> <p>(1) 随意契約について</p> <p>財団の財務規程によると、契約をする場合は指名競争入札又は随意契約の方法により行うこととされており、随意契約は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」や「時価に比して明らかに有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」、予定価格が130万円未満の契約（業務委託契約及び売買契約にあつては80万円</p> | <p>随意契約について、1 者との随意契約をする場合には、随意契約の理由を明確にするよう、財団との会議において指導した。</p> |

の契約) をするときなど、財務規程に定める場合に限り行うことができるとされている。

また、随意契約をする場合には、なるべく3以上のものから見積書を徴することとし、予定価格が10万円以上の契約について1者のみを見積書の徴取によって相手方を決定する場合には、随意契約の具体的理由を記載した随意契約理由書を作成することとされている。

しかし、業務委託契約等の随意契約理由書において、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」に該当する理由として「開館当初から担当している」と記載しているものや、「時価に比して明らかに有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当する理由として「現場に長けたプロの人材と低価格で契約できる」又は「割引価格で賃借できる」と記載するのみで、有利な価格であることの根拠が記載していないものなど、随意契約の具体的理由として不十分なものが見受けられた。

財団の運営事務費や事業費の財源の約80%は、市からの補助金と指定管理料であることから、市民への説明責任を果たすためにも、1者との随意契約をする場合は、その相手方に限定されることが明らかになるよう、随意契約理由の明確化に努められたい。

(2) 契約書の記載事項について

契約の成立について、民法第522条では「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立する」とされており、財団の財務規程においては、「契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約金額、履行期限その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない」とされている。また、契約金額が130万円以下の契約など、契約書の

契約書の記載事項については、契約書に業務内容を明確に記載するよう、財団との会議において指導した。

作成を省略する場合には、契約の相手方から請書を徴するものとされている。しかし、振付業務や音響業務などの委託契約において、業務内容が契約書等に記載されていないものや、記載された業務内容が不明確なものが見受けられた。

契約においては、契約内容を相手方に明確に示した上で合意することが重要であり、曖昧な契約内容によって生じるトラブルを回避するためにも、契約内容の明確化に努められたい。